

2月28日(金)

令和7年第1回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録 1日目

1. 開催日 令和7年2月28日（金）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 令和7年2月28日 午前10時00分
4. 本日の会議に付した事件
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 施政方針及び代表理事挨拶
 - 日程第4 一般質問
 - 日程第5 議案第1号 有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第6 議案第2号 有明広域行政事務組合職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第7 議案第3号 有明広域行政事務組合行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第8 議案第4号 有明広域行政事務組合・山鹿市消防指令事務協議会規約に関する協議について
 - 日程第9 議案第5号 令和6年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第10 議案第6号 令和7年度有明広域行政事務組合一般会計予算
5. 散 会 令和7年2月28日 午後12時28分
6. 会議録署名議員 4番 野田 ゆみ 13番 杉村 博明

7. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	荒尾市長 浅田敏彦
副 代 表 理 事	玉東町長 前田移津行
理 事	玉名市長 藏原隆浩
理 事	南関町長 佐藤安彦
理 事	長洲町長 中逸博光
理 事	和水町長 石原佳幸
監 査 委 員	近藤克也

	職	氏 名
事務局	事 務 局 長	松野成剛
	事 務 局 次 長	城戸正令
	総 務 課 長	隈部啓司
	介 護 保 険 課 長	門前秀秋
	業 務 管 理 課 長	浦田武男
	クリーンパーク施設長	中村淳児
	第1衛生センター施設長	福島力男
	総務課財政係長	長田修平
消 防	消 防 長	村上和浩
	消 防 次 長	坂井昭宏
	総 務 課 長	西村澄生
	予 防 課 長	川富伸二
	消 防 課 長	池田隆昭
	指 令 課 長	村上重徳
	荒尾消防署長	帆足訓宏
	玉名消防署長	平本正義
	総務課長補佐	志水史貴

8. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	古 城 義 郎
2 番	前 田 裕 二
3 番	木 村 誠 一
4 番	野 田 ゆ み
5 番	浜 田 繁次郎
6 番	立 川 信 之
7 番	一 瀬 重 隆
8 番	北 本 将 幸
9 番	中 尾 嘉 男
10番	功 刀 圭 一
11番	林 和 廣
12番	西 田 恵 介
13番	杉 村 博 明
14番	松 井 一 也
15番	濱 崎 久
16番	亀 崎 清 貴
17番	坂 本 敏 彦

9. 職員出席者

職	氏 名
書記	長 田 享
記録	松 下 未 希

開会（午前10時00分）

議長 おはようございます。ただいまから、令和7年第1回有明広域行政事務組合議会定例会を開催し、日程に従いただちに会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名について」、4番野田議員、13番杉村議員、以上、兩名を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」お諮りいたします。本日2月28日から3月28日までの29日間とし、会議を2月28日と3月28日の2日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって会期は本日本日2月28日から3月28日までの29日間とし、会議を2月28日と3月28日の2日とすることに決定いたしました。

日程第3「施政方針および代表理事挨拶」でございます。浅田代表理事お願いいたします。

浅田代表理事 皆様、おはようございます。代表理事を務めております浅田でございます。本定例会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。まずは一言、私の方から皆さんにお詫びを申し上げないといけないんですけど、実は今日私の目の具合が非常に悪くて、皆さんにご迷惑をおかけする部分があるかもしれませんけれども、ご了承いただきたいという風に思っております。

本日は、令和7年第1回・有明広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、各議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にご参集を賜り、誠にありがとうございます。皆様方には、平素より、当組合の運営につきまして、格別のご理解とご支援をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

それでは、令和7年第1回・組合議会定例会の開会に当たりまして、施政方針を申し述べ、議員の皆様ならびに地域住民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。未曾有の災害をもたらした「熊本地震」から間もなく、9年が経過しようとしています。荒尾・玉名地域でも、大きな被害がございました令和2年7月豪雨などから、県内の復旧・復興の歩みは着実に進み、TSMCの進出に伴う半導体関連産業の集積もあり、発展の機運はますます高まってきております。これらの復旧・復興の経験を活かしながら、我々は、地域住民の皆様のため、生命と財産を守ること、安心できる日常生活を提供し続けることを、常に念頭に置き、業務に邁進していかなければならないと考えております。そのような中、令和7年度の当組合といたしましては、ごみ・し尿処理、火葬、介護、消防など、構成市町から付託されている共同処理する事務の範囲におきまして、「住民が快適に暮らせる地域づくり」を実現すべく、物価高騰等の課題もありますが、施策の重要性や優先度を精査しながら、1つ1つの事業に取り組んでいく所存でございます。今回ご提案しております一般会計当初予算ですが、歳出全般にわたって細部まで検討を行い、歳出抑制と重点化に努め、目的に沿った費用対効果が得られるよう編成しております。予算の総額は70億2,845万6千円、令和6年度当初予算額70億5,963万4千円と比較いたしますと、3,117万8千円の減額となりました。減額の主な要因としまし

ては、天水分署庁舎建設事業の完了などがございます。

それでは、まず、事務局の主要な施策について申し上げます。総務関係ですが、人事管理が非常に重要な課題になっております。多様化する住民ニーズに柔軟に対応できるよう、職員の育成に力を注ぎ、研修をより充実・強化する等、組織力の向上に努めてまいりたいと考えております。次に、結婚活動支援事業ですが、引き続き、事業の推進を図ってまいります。この事業は、圏域内の未婚化、晩婚化を少しでも解消することを目的とし、事業開始以来、着実な実績を上げている状況にあります。今年度においては、引き続き、多くの会員を成婚に導くためのサポートに努めるとともに、会員登録総数が 3,200 名を超えたことを鑑み、システムの更新・強化を図ることで、会員の皆様が安心して利用できるような環境構築を進めてまいりたいと考えております。次に、省エネ対策ですが、本組合は、省エネ法による「指定事業者」として、また、ごみ処理施設のクリーンパークファイブが「第2種エネルギー指定工場」に指定されております。各施設に「管理マニュアル・自主行動計画」を定め、省エネルギー及び温暖化対策を推進してまいります。次に、介護保険課ですが、介護保険法及び障害者 総合支援法に係る審査判定業務を行っております。両審査会におきまして、適正な審査判定が行われるよう、令和7年度も引き続き、県、構成市町、審査会委員及び組合との連携強化を図ってまいります。また、昨年から着手しております、介護認定審査業務の標準化対応を進め、構成市町、関係委員、業者との連絡調整を密に行いながら、整備事業の完遂に向け、引き続き注力してまいります。次に、業務管理課関係ですが、まず、斎場業務におきましては、施設の供用開始から36年目を迎える中、故人の尊厳を重視し、ご遺族の方々が故人との最期のお別れを粛々と執り行えるよう努めております。今後も、施設管理において細心の気配りを行いながら、施設の延命化を図るとともに、ご遺族の方々が安心して利用できる安らぎの場の提供に努めてまいります。次に、し尿処理業務ですが、圏域内の家庭などから出される、し尿や浄化槽汚泥の処理を適正に行い、公衆衛生の向上及び生活環境の保全に資する、極めて重要な業務でございます。今後におきましても、施設の効率的な安定稼動を図るとともに、処理後、乾燥、焼却した汚泥を堆肥として地域住民の皆様にご提供する等、循環型社会の形成に寄与すべく、努めてまいります。次に、ごみ処理業務ですが、地域住民の皆様にご1日も欠かすことのできない、日常生活に最も身近な行政サービスであり、玉東町の東部環境センターと長洲町のクリーンパークファイブの2施設を擁し、多額の予算が必要な事業でもあります。クリーンパークファイブでは、令和4年度から基幹的設備補修工事を開始し、老朽化が著しい部分の補修を行っておりますが、両施設につきまして、公害防止に係る関係法令に基づく、各種検査・点検・維持補修などを引き続き実施し、安全かつ効率的な運転管理に万全を期してまいります。また、併せて、ごみの減量を図るため、リサイクル体験講座やフェスタ等のイベントを通して、循環型社会の形成に向けた取り組みを引き続き実施し、衛生的で快適な生活環境の維持・発展のため、一層尽力してまいります。事務局の施策の説明は以上でございますが、今後におきましても、構成市町をはじめ関係団体との各種 協議を重ね、施設管理及び財政面などにおいても、中長期的な視点に立ち、「質の高い行政運営」を行う必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたく存じま

す。

消防の主要な施策について申し上げます。昨年中の当有明地域での火災と救急の状況については、火災件数が70件で、これは、昭和47年有明消防組合発足以来最少の件数となり、常備消防と構成市町消防団との火災予防の取り組みによる努力の成果であると認識しております。一方で、救急件数は8,981件と、コロナ禍以降4年連続の増加となり、組合発足以来最多の件数となっております。感染症の流行や高齢者の増加等が主な原因と思われ、今後も救急件数は増加傾向が予想されることから、引き続き、医療機関と連携・協力しながら救急業務を継続させてまいります。冒頭で自然災害に触れましたが、近年、全国で発生している自然災害は激甚化の傾向にあり、南海トラフ地震についても、今後30年以内に80%程度の確率で発生すると予測されています。地震・豪雨等の災害はいつどこで発生するのか、予測できず、災害対応は消防の最大の任務であり、これまで以上に迅速かつ的確な対応が求められています。住民生活の基盤である安全・安心を守るため、常に防災に携わる者としての心構えを持ち、訓練を怠ることなく、引き続き、万全の備えを期してまいります。次に、消防施設の建設事業では、和水平水消防署の庁舎建設事業を進めておりますが、地域防災拠点としての機能を強化するため、速やかに事業を進捗させ、効率的かつ効果的な消防サービスの維持向上を図ってまいります。また、火災予防行政につきましては、消防法令に関する重大な違反防火対象物の公表制度実施に対し、的確に対応すべく、専門的な知識の習得や情報収集を行い、関係機関とも協力し取り組んでまいります。今後も引き続き、効率的かつ効果的な事業の推進を図り、安定した消防力が確保できる組織体制の一層の強化のため、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、令和7年度に向けて主要な施策を申し上げましたが、今後とも、組合機能の充実に努め、地域住民の皆様の生活環境の向上に最大限の努力を払ってまいります所存です。

最後に、本定例会に上程いたします議案ですが、「条例の一部改正」が3件、「消防指令事務協議会規約に関する協議について」が1件、「令和6年度一般会計補正予算」、「令和7年度一般会計予算」の計6議案について、ご提案申し上げます。詳細につきましては、事務局より説明をいたしますので、議会におかれましては、慎重なご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。令和7年度の施政方針ならびに本定例会招集のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。申し訳ございませんでした。

議長 日程第4、これより『一般質問』を行います。一般質問については、15番濱崎議員、16番亀崎議員より通告がっております。濱崎議員の質問を許します。

濱崎議員 はい。議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 長洲町の濱崎久でございます。質問の前に浅田理事並びに前田理事、再選を心からお祝い申し上げます。おめでとうございます。

それでは質問に入ります。1点目はし尿処理不正事件についてであります。平成元年し尿処理不正事件の顛末はどうなっているか、理事会はこのことをどう捉えているか伺いいたしますものでございます。2点目は次席より質問させていただきます。

議長 浦田業務管理課長。

浦田業務管理課長 おはようございます。業務管理課長の浦田でございます。代表理事の答弁の前に私の方から事案の内容につきましてご説明申し上げます。平成元年、し尿処理不正事件の顛末についてでございますが、今から約 36 年前、平成元年当組合複合前の玉名郡衛生施設組合の当時に遡ります。内容といたしましては他の自治体のし尿が当組合のし尿処理施設等へ不正投入が行われたというものでございます。不正投入が行われた後、業者から始末書の顛末書がありました。内容といたしましては多大なご迷惑をおかけしたことを深く反省いたし業務に励むよう努める所存でございます。今後はかかる事態が決しないようお誓いするという内容でございます。その後、顛末書の提出がなされ、そのことを受けまして当時の玉名郡衛生施設組合といたしましては業者に対して組合施設の搬入停止処分を科し、内部におきましても 2 度とこのような事案が発生しないよう職員に対して厳重な指導を行い、再発防止に努めた次第でございます。平成元年、し尿処理不正事件の顛末につきましては以上でございます。

議長 浅田代表理事。

浅田代表理事 それでは代表理事を務めております浅田でございます。濱崎議員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、仮に同じような案件が現在発生した場合には、理事会として現在の法令・条例等に照らして当然ながら適正に処理をしていくという考えでございます。以上でございます。適正に処分をさせていただくということでございます。以上でございます。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 今事務局から答弁がございました。他市町からの不正投入ということでございますが、その他にもこれは組合以外のし尿の不正投入に伴う料金の二重支払い事件であります。山鹿の市議会でも議論が交わされている問題であります。当時、他町の 1 人当たり排出量の 2 倍の排出を処理したとして、1 つの町の処理料金が支払われているものでございます。いつからいつまで倍額の処理料金が支払われたかの検証はなされたとの記録が見当たりませんが、まず 1 点そういった記録がありますか、ないですか。

議長 浦田業務管理課長。

浦田業務管理課長 濱崎議員のご質問にお答えします。そういった書類は探しましたけれども見つからないという状況でございました。以上でございます。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 その他に日計表の不正記録が組合職員と業者で執り行われていたことが判明いたしました。調べたものとしては熊本の弁護士そして長洲町の議会議員 5、6 名、こういった検証がなされた記録がございますかお伺いいたします。

議長 浦田業務管理課長。

浦田業務管理課長 濱崎議員のご質問にお答えいたします。先ほどおっしゃられましたけれども搬入の記録等は見つかってはいません。ただ今現在、第 1 衛生センターにおきましては搬入業者の記録というのを月報というのを確認してチェックしております。その辺りの当時のこととか、そういう判断とか、今現在はそういうことはないように厳重に二重チェックし

てチェックしておりますので、これからご理解のほどよろしく願いいたします。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 担当の町においては議事録に残されておる問題が当組合としては記録がない、このことを理事会の方ではよく調査していただきたいと思います。こうした記録自体を私が指摘しなければ第2処理場で処理してしまう、いわゆる燃やしてしまう、そういう状態にあったものでございます。城戸総務課長に指示をいたしまして当時次長の松野次長、城戸総務課長、徹底した調査の結果、こういう資料が今本部の方に残されておるものでございます。こうした時に理事会の中の記録としてはこれは1つの組合全体の問題じゃないんじゃないか、1町の問題じゃないか、こういうような理事の記録が議事録として残されております。いわゆるこの組合の中で馴れ合いの状態が業者も職員も馴れ合いの状態が理事者の中においてもずっと今まで続いてきたということでございます。今理事長から今後はそういったことについては対処するというところでございますが、こういう過去があるということを経理会としてよく心に留めていただきたいと思いますが、理事会としてどう捉えておりますかお伺いいたします。

議長 浅田代表理事。

浅田代表理事 当時の理事会としての総合的な判断については今時点での私の立場から言及については差し控えさせていただきたいと思いますが、先ほど申し上げました通り、現時点で同じような案件がもし発生した場合には、これは十分調査の上、現在の法律に照らして厳正に処分していくということをお答えさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 ただいまの施政方針にもありますように歳出抑制の重点化に努めると言われておりますので、このことを当然のことながら組合の問題として捉えて大いに反省し1つの教訓として語り継いでいただきたいと思います。

2つ目の質問にお伺いいたします。再び定年延長を問う。歳出に関する経費の抑制を図るべきではないか、人事は理事会の専決事項であるからこそ職員の採用から定年に至るまで新体制に不満が残らないような人事体制を取るべきである。定年延長をするのではなく歳出に関する組合経費の抑制を図るべきではなかったのかお伺いいたします。

議長 浅田代表理事。

浅田代表理事 濱崎議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。前回の議会でも答弁させていただきましたけれども、今回の事務局長、指導育成という観点から前局長に残っていただいて幅広い経験を生かして後任の指導育成にあたっていただきたいということで、就任を理事会として決定してお願いし承諾して1年間そういった立場で次長の育成にあたっていただいたということでございます。その費用については今ご指摘をいただいたところでございますが趣旨としては理解をいたしますが、今回の組合全体の安定的な経営のために人材育成に努めていただくための費用として若干の再任用などと比べると費用がかかることについては理事会としても承知した上で総合的に判断して今回の対応を取らせていただいたということで

ご理解いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 歳出に関する経費の抑制を図るという点から質問をいたしておるわけでございます。職員の最高級給料での定年延長ではなく、再任用で経費の抑制を図るべきではなかったのかお伺いいたします。前局長は6年間局長として実務経験し、豊富な知識と経験を有している職員であったと答弁をされております。その前局長定年後、十分な経験がない新体制に不安があるとして前局長の定年延長を実施したと答弁がなされましたが、言われる通り人事は理事会を専決事項です。専決事項であるからこそ採用から定年に至るまで局長定年後の新体制に不安が残らないような人事体制をするべきであります。少なくとも十分な経験がない、新体制に不安があるなどと答弁は避けるべきです。濱崎を含む議会側に権限があるならば人事継続にする自信があります。そうすることこそ採用から定年に至るまでを人事権の専決事項だという所以じゃないでしょうか。前局長が6年間も局長として在籍している間、新体制の新局長が幹部職員の人材育成など十分な経験を積ませる人事体制をなぜ取られなかったのか疑問に思うものです。人事は理事会の専決事項だということは承知をしておりますが、行政権の行き過ぎを監視し、正していただくことは議会であります。議会には組合の執行権をチェックし、それを正す役割があります。この定年延長の件は組合経費の抑制の観点から理事者からはいっぺんの反省の言葉もありません。人事は理事会の専決事項だと言われても納得できません。悪しき前例に難解であります。検証され、さらなる答弁を求めますがいかがでしょうか。

議長 浅田代表理事。

浅田代表理事 濱崎議員から人材育成の観点からそれから費用の点からご指摘をいただいているところでございますけれども、繰り返しになりますけれども、その当時の状況の中で理事会として議論した上で組合の全体の円滑な業務遂行のために一番ベストな選択をしたと我々理事会としては判断しているところでございますので、繰り返しになりますけれどもご理解いただきたいと思っております。以上になります。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 ベストな人事のあり方としては定年で次の次長を昇格させる、これがベストな人事のあり方でしょう。いわゆる理事会の中では次の次長が育っていない、不安である、だから税金を使って前局長を継続させた、そういうことでしょうか。それを私は正しているんですよ。そういうことはしてはならないと、採用から定年まで人事権は全部理事者側が持っております。理事会が扱っておりますよ。濱崎を含む議会は議会の権限はないです。そういうことはしない自信があります。私だったらできますよ。次長は次長としての教育を6年間も前の局長がされておるなら、その間に育てることは私ならできます。理事会がそれをできなかったわけでしょう。採用から定年までこの人事権が理事会であるというならば、それを育てて次にスムーズにバトンタッチできるように育てていくのが理事の務めじゃないんですか。2016年改正地方公務員法が施行され人事評価制度が始まりました。能力が実績に基づく人事管理を徹底させて住民サービスの向上につなげることを目的としています。税金で給料をもらう以上、正しく判断し

なければ住民に不誠実です。理事会におかれましては組合経費の抑制を図られ、こうした制度を導入し公平に取り扱われていたいただきたいことを望み質問を終わりますが、自ら成し得なかったことを税金で補う人事権が理事会にあるなど開き直るとも言われる答弁に納得できません。納税者である住民に理事会として納得のできる答弁を求めます。

議長 浅田代表理事。

浅田代表理事 濱崎議員の人材育成の観点、それから費用の観点ですね。ご指摘を真摯に受け止めて今後、しっかり対応をしていきたいと思えます。以上です。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 その答弁を待っておりました。まずはその中で自らなし得なかったことについて、前回の答弁の中で中嶋前局長の後の次長が十分な経験がないとか、当時の次長を事務局長に昇格させるには時期尚早だと、そういったことで理事会が判断したと、これは自ら上を向いて唾を吐くようなことがじゃないんですか。育てる・指摘・育てる、これは理事会がすることですか。次の次長が十分な経験がないとか、事務局長に昇格させるには時期尚早とか、この期間中にするのが理事会なんですよ。今、理事長から反省の言葉が初めて答弁されましたけれども、今後そういったことがないように留意して、少なくともこの予算の使用は費用対効果、これがあるようなことをやっていただきたいと思えます。終わります。

議長 以上で、濱崎議員の質問は終わりました。

引き続き、16番亀崎議員の質問を許します。

亀崎議員 はい。議長。

議長 亀崎議員。

亀崎議員 亀崎です。改めましておはようございます。16番議員和水町の亀崎でございます。通告順によりまして本日一般質問最後の登壇を飾らせていただきます。後ほど議事録をご一読いただきます方々には心より感謝と御礼を申し上げます。しばらくの間、私にお付き合いのほどよろしく願い申し上げます。まずは先般の選挙におきまして住民の方々から負託を受け当選されました浅田市長、前田町長、本当におめでとうございます。今後も2市4町連携発展のためにご尽力いただきますことを期待しているところでございます。私は令和4年3月22日組合定例会におきまして和水町議会を代表する有明広域行政組合議会議員として和水町議会においてご承認いただき、組合議会の一端を担わせていただくをお与えいただきこの場に立たせていただきました。早いものでやがて3年が経とうとしております。残り任期1年ほどとなりましたが残された人気を勤儉力行の信条のもと組合議員として勤めてまいりたいと思っております。それではこれより有明広域行政事務組合議会会議規則第60条第2項の規定によりまして、先に通告しておりました一般質問通告書に基づき一般質問をさせていただきます。質問事項1、処理施設の取り扱いについて2点伺います。まずはじめに要旨1、旧第一清掃センター最終処分場、旧第2清掃センター最終処分場及び東部環境センター最終処分場の処理水の管理状況と周知について伺います。これは近年、県内はもとより南関町に県が設置されているエコア熊本や民間事業者が設置し現在は埋め立て終了としている安定型最終処分場の敷地

内に設置されている指針値井戸から地下水における有機物質化合物の1つであるPFOSとPFOAが国の目標値として定める数値を超過しました。先ほど申し上げた2施設は設置場所が和木町と近いことから本町においても周辺のいくつかの世帯が飲用できない事態に陥ることとなりました。両町の町民としましては非常に県に対しまして憤りと不安を感じておるところでございます。そこで今回は組合が事業主体となっている埋立終了も含む組合が管理する旧第一清掃センター、旧第二清掃センター、東部環境センターへの最終処分場において井戸や処理水に含まれるPFOSとPFOAの管理状況等についてこの度の報道等を受けて自主的に分析をされたのか、または県から最終処分場について地下水や処理水の水質分析を実施するよう通知がなされたのか、そのような経緯を含めてどのような状況にあったのかお尋ねさせていただきます。

次に要旨第2、旧第二衛生センターの今後の状況について考えを伺います。旧第二衛生センターは昭和57年玉名郡衛生施設組合が旧三加和町、旧菊水町、南関町から出されるし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理する施設として旧三加和町平野に建設され、36年間地元の住民の理解のもと平成30年まで供用開始しておりました。その後、玉名町の第一衛生センターと統合し、玉名郡市のし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理していただいているところでございます。これまで執行部からは旧第2清掃センターの跡地については解体に向けて基金を積み立てて、その間の施設や敷地、取り付け道路等については地元住民からの意向もあり除草作業を警備業務委託等で対応をはかっておられるという説明でございました。そこで改めて伺いますが、旧第二衛生センターの今後の状況についてどのように考えておられているのかお示しをお願いいたします。

次に質問事項2、職員の人材育成について伺います。要旨1、組合職員の人材育成は課題であるが、これまでの取り組みや今後の課題、これからの取り組みと期待する効果について伺います。今回、職員の人材育成として一般質問で取り上げさせていただきましたのは県内はもとより全国各地の消防本部でパワーハラ事案が頻発していることから、当組合においてはどのような状況にあるのか、また取り組みは果たして行われているのかというところで今回取り上げさせていただきました。近年パワーハラスメントなどの理由で全国的に職員の離職、または処分が行われております。今月上益城消防組合の40代の男性消防司令補が昨年から今年にかけ、部下の30代消防職員に対して平手打ちをされるなどのハラスメント行為が相談により発覚しました。ハラスメント行為があったということから停職4ヶ月の懲戒処分を受けております。また同じく上益城消防組合では2019年にも上司のパワーハラが原因で当時の男性係長が自殺をし、組合は損害賠償を支払っています。菊池広域連合消防本部では2020年救急救命士の男性係長当時40代の男性が自殺をし、元上司に対する懲戒処分を発表されております。消防や警察は命と直接向き合う仕事で、なおかつ自身の救助活動で救助者や自分自身、他の隊員を巻き込むリスクなどを抱えながら業務にあたられております。強い精神力と鍛錬が求められる仕事だと認識しております。そのような仕事では自身の身を守りながら他の隊員にも被害が及ばぬよう最新の注意を払わねばなりません。パワーハラスメントは厚生労働省のパワーハラスメント対策導入マニュアルによりますと、同じ職場で働くものに対して職務上の地位や人間関係な

どの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為とされております。消防においては危険な現場における活動が求められることから階級制度に基づいた指揮命令系統が確立されており、安全管理のため一定程度の厳しい指導・訓練が行われていると思います。これは消防が人の命に関わる職務である以上、必要なことであると感じております。しかし業務の適正な範囲を超えた指導や暴力行為は断じて許されない行為であります。しかしながらパワハラを理由に上司が部下を注意することをためらったり、見て見ぬふりをすることは決して結果として部下の成長を妨げ、市町村に損害を与える恐れがあると思います。適切な指導のあり方と受け手となる職員の捉え方がうまくかみ合わない人間関係に歪みが生じ壊れてしまうケースが考えられます。そこで消防部局においてこれまでどのような人材育成・パワーハラスメント等の再発防止の観点からどのような取り組みを行ってこられたのか課題等も合わせてお示ししてください。これで1回目の質問を終わらせていただきますが、答弁は簡単明瞭で結構でございます。再質問以降の質問は質問席より行わせていただきます。

浅田代表理事 はい、議長。

議長 浅田代表理事。

浅田代表理事 亀崎議員のご質問にお答えいたします。まず1点目の処理施設の水質等の状況でございますけれども、本組合の処理施設につきましてですけれども、最終処分場において水質の管理のために定期的に水質検査等を行っているところでございます。現在、全国各地で問題となっておりますPFOSにつきましては最新の本組合の処理施設におきましては全て基準を下回る結果が出ているという報告を受けているところでございます。また第二衛生センターにつきまして解体の方向で現在進めておるところでございます。積立を毎年行っているところでございます。解体の方向だということでございます。それから職員の人材育成に関してでございますけれども、組合におきますハラスメントにつきましては事務局、それから消防においてハラスメントに関する相談窓口を設置し、研修を実施するなどの取り組みを行っているところでございます。処理施設の状況、それから人材育成の観点での具体的な内容につきましてはそれぞれ担当課長より詳しくご説明させていただきますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

浦田業務管理課長 はい、議長。

議長 浦田業務管理課長。

浦田業務管理課長 業務管理課長の浦田でございます。亀崎議員の一般質問にお答えいたします。まず質問1の旧第一清掃センター最終処分場、旧第二清掃センター最終処分場及び東部環境センター最終処分場の処理水の管理状況と周知について問うということでございます。各施設の処理水及び地下水に含まれるPFOS・PFOAの分析結果及び周辺住民への説明を図った日時についてでございますけれども、まずこちらの方は県の要請を受けまして旧第一清掃センター最終処分場、旧第二清掃センター最終処分場、東部最終処分場の3施設におきましてはPFOS・PFOAの地下水の分析結果につきましては、速やかに地元報告会で報告をいたしております。

また旧第一清掃センター最終処分場の PFOS・PFOA の地下水の分析結果につきましては、国の暫定目標値の 1L あたり 50 ナノグラムに対しまして 21 ナノグラム、また旧第二清掃センター最終処分場の PFOS・PFOA の地下水の分析結果につきましては国の暫定目標値の 1L あたり 50 ナノグラムに対しまして 5 ナノグラム以下、東部最終処分量の PFOS・PFOA の地下水の分析結果につきましては、こちらも国の暫定目標値の 1L あたり 50 ナノグラムに対し 5 ナノグラム以下でございます。また旧第一清掃センター最終処分場、旧第二清掃センター最終処分場、東部最終処分場の処理水につきましては全て基準値以内でございます。以上でございます。申し訳ございません、亀崎議員の一般質問にお答えいたします。旧第二衛生センターの今後について問うということでございます。議員ご承知の通り旧第二衛生センターが平成 31 年 3 月末に施設の稼働停止し、閉鎖後は施設周りにフェンスを設置し不法投棄・不法侵入に対する安全対策を行っております。また施設の緑化管理におきましても施設内外の敷地並びに搬入路の除草作業を行い景観の維持につとめているところでございます。旧第二衛生センターの今後についてでございますが、旧第二衛生センターにつきましては現在解体工事に受けての協議を図っており、これに伴います地元説明会を令和元年 8 月 29 日に実施し基金積立による解体工事を計画していることのご報告をいたしております。その後、法改正によるアスベスト除去費用が必要となったため工事費用・積立金額が増額したことから令和 6 年 2 月 15 日の住民説明会で解体工事の時期が当面の間、延期になる旨をご報告し、ご了承を頂いているところであります。今後におきましては解体工事の時期等も含め進展があった場合には随時ご報告することをご説明いたしております。アスベスト調査につきましては令和 7 年度予算にアスベスト調査委託料を計上しております。アスベストの含有量によりまして解体工事費用が変動があるためでございます。解体工事費用につきましては現在基金の積立を行っており令和 6 年度時点で約 1 億 4,000 万円程度を積み立てております。今後におきましては解体工事の時期を含め地元理事者、和水町さんと協議を行い解体に必要な基金積立の完了時期と合わせまして調整を進めてまいりたいと考えております。引き続き進展がございましたら組合議員の皆様にもご報告いたしたいと思っておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 おはようございます。消防長の村上です。ただいまの亀崎議員の一般質問につきまして答弁をさせていただきます。昨今、全国的にも消防本部におけるハラスメント行為が問題視されております。消防においては平成 29 年 5 月 24 日開催の第 69 回全国消防長会総会におきまして全国消防長の総意により全国消防長会ハラスメント防止宣言が決議されて、以後それに基づいて消防本部におきましても引き続き積極的なハラスメント防止対策を推進しております。先ほど亀崎議員からもお話がありました通り熊本県内では二消防本部におきまして 2 名の職員が自殺をしたという事案を本当に重く受け止めております。また令和 2 年 6 月に施行されましたパワーハラスメント防止措置が事業主の義務にあつたことを受け、有明広域消防本部におきましても早急に法の整備を行いハラスメント対応体制を整え速やかに職員へ周知を

行い必要な研修や対応を意欲的に行ってまいりました。ハラスメントにつきましても個人の尊厳と人格を侵害する決して許されない行為であり、被害者を深く傷つけるだけではなく職場環境を悪化させ業務の円滑な遂行に支障をきたすことにもなります。さらに職場における損失のみならず住民からの信用・失墜することとなり失った信頼を回復するには多大な努力と膨大な時間が必要となります。住民の生命・身体及び財産を災害から守る消防機関に寄せられる住民の期待及び信頼に十分に答えるためには消防職員はひとときわ高い倫理観を備えていなければならないと思っております。一方消防の職場には災害現場で安全・確実・迅速な部隊行動を遂行するため指揮命令系統を明確にする階級が存在し、職員には厳格な規律の保持が求められております。しかしながらその結果生じる上下関係において指導という名目のもと時には限度を逸脱する危険性などが存在しているのも事実でございます。また全国的に女性消防吏員の増加が図られていることから、いまだ男性が圧倒的に多い職場では男性を中心とした考え方が意図せず残っている恐れがあり、男性職員の不用意な会話等によりセクシャルハラスメントや妊娠・出産する女性消防吏員、育児休業を利用しようとする職員に対するハラスメントが生じる懸念があります。ハラスメントに関してこれら消防の職場特有の懸念が存在することを私たちは深く自覚しなければならないと常々認識し、ハラスメント対策に関し、消防長自ら率先してハラスメントの撲滅を訴えていく必要があると考えております。以上でございます。

亀崎議員 はい。議長。

議長 亀崎議員。

亀崎議員 代表理事及び執行部の方からご答弁をいただきました。それでは再質問に入りたいと思います。まず初めに質問事項1、要旨1、最終処分場における処理水及び地下水のPFOS・PFOAの状況についてお尋ねをさせていただきます。先ほどの答弁では3施設の処理水につきまして調査をされたというところで、全ての施設において基準値を下回る結果であったという風なところでございました。ひとまず安心はさせていただいたところではございますけれども、報告会で各施設のところをされているということでございますけれども、その報告会で住民の方々とかご意見等がどのようなのが挙げられたのか、わかる範囲で構いませんのでお知らせください。

浦田業務管理課長 はい、議長。

議長 浦田業務管理課長。

浦田業務管理課長 ただいまの亀崎議員の質問にお答えします。住民への説明時に反応や出された意見についてでございますが、旧第2清掃センター最終処分場に関する報告会を実施した際におきましては今後も継続して検査を行ってくれるのかといったようなご質問をいただき、これに対しましてPFOS・PFOAの数値が5ナノグラム以下だったこと、今後も検査を行い随時報告することをご説明いたしております。また旧第一清掃センター最終処分場、東部最終処分場での地元報告会におきましても旧第二清掃センターと同様に説明いたしております。以上でございます。

亀崎議員 はい。議長。

議長 亀崎議員。

亀崎議員 継続して検査の方をしていただきたいというご要望に対して来年度以降も継続していかれるということをございましたけれども、ちなみに処理の仕方でお伺いしたいんですけども、京都府の京丹波町というところに京丹波町並びに周辺地域の自治体で作られる公社、京都環境保全公社というものがあるんですけども、そちらの産業廃棄物最終処分場では昨年11月15日、1Lあたり50ナノグラムという国の暫定目標値に対して280ナノグラムの有機フッ素化合物が検出されておられます。その処分場を運営される京都環境保全公社はこの結果を受けて対策として活性炭、水の処理をする際の活性炭を月1回交換されていたものを、半月に1回交換するという風にされたということで、交換後の11月15日に測った時が280ナノグラム、それから11月22日交換後の取水量は6.5ナノグラムに下がったということで報道があっておりましたけれども、当組合の処理における活性炭の入れ替えというのはそういう頻繁に行われているのでしょうか。先ほど担当課長のご説明だと非常に低い数値で報告を受けましたけれども、その辺の処理の方法は工程等について教えていただければと思います。

浦田業務管理課長 はい、議長。

議長 浦田業務管理課長。

浦田業務管理課長 亀崎議員のご質問にお答えいたします。活性炭の使用頻度におきましては旧第一清掃センター最終処分場、旧第二清掃センター最終処分場、東部最終処分場につきましてはだいたい5年程度で交換します。

亀崎議員 はい。議長。

議長 亀崎議員。

亀崎議員 5年程度交換しなくても大丈夫ということなんでしょうかね。

浦田業務管理課長 はい、議長。

議長 浦田業務管理課長。

浦田業務管理課長 亀崎議員のご質問にお答えします。もちろん今現在5年程度ということで話させていただきましたけれども、その5年ということで随時水質検査を行っております。その結果、問題ない基準値内の数値が出ておりますので、そちらで問題ないと思っております。以上でございます。

亀崎議員 はい。議長。

議長 亀崎議員。

亀崎議員 その自治体自治体の処理の仕方・方法によって出される処理水も変わってくるのかなと思うんですけども、私は半月に1回交換されるというのが頻度がものすごく大きいなという風に感じたところで質問させていただきました。当組合は5年に1回の処理でいいということでございますので安定したところでそれがなされていてPFOS・PFOAについても適正に処理されてきているからそのように交換せずでも大丈夫ということであろうかなというところで理解したところでございます。それでは伺いますけれども、環境省は昨年12月24日の水道水質の規制のあり方を決める水質基準逐次改正検討会におきまして有機フッ素化合物PFOS

のうち、PFOS・PFOAの2部に2つの物質の合計値1Lあたり50ナノグラムとしてきた暫定目標値を据え置いたまま水質基準項目に引き上げて検査を義務付けるという風に提言されました。先ほどのご説明で住民の方々から第二清掃センター周辺の住民の方々から継続して検査をしていただきたいというような報告があったということでございますけれども、これは3施設ともに継続して来年度以降も検査されるおつもりでしょうか。

浦田業務管理課長 はい、議長。

議長 浦田業務管理課長。

浦田業務管理課長 亀崎議員のご質問にお答えします。3施設ともに継続して引き続き検査の方をしていくということでございます。以上でございます。

亀崎議員 はい。議長。

議長 亀崎議員。

亀崎議員 是非そのようにしていただければと思います。住民に寄り添った形での回答をよろしく願いいたします。次に周知の方法についてお伺いします。先ほど住民の方々、設置する地域の方々には速やかに報告会を実施されたということでございますけれども、まだその実態は有明広域が抱える3施設については基準値を下回っているということを知らない設置町の住民の方々も多数いらっしゃるのが事実でございます。県からエコア熊本や民間の管理型最終処分場の周辺地域の住民には血液検査はしないという風な返事もございました。そういった中でやはり不安を感じていらっしゃる地元の方もおられますので、是非広報誌とか、もしくは町のホームページとかそういった形で有明広域が抱える処分場に関しては適正に検査を実施して処理がされているんだよということを広く町民の方々に知っていただければというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

浦田業務管理課長 はい、議長。

議長 浦田業務管理課長。

浦田業務管理課長 亀崎議員のご質問にお答えします。先ほども亀崎議員がおっしゃられましたけれども周知の方法につきましては、ホームページ・組合広報誌、様々なところから検討させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

亀崎議員 はい。議長。

議長 亀崎議員。

亀崎議員 答弁いただきました。南関町そして和水町の両地域では最終処分場がある地域に限らず和水町、南関町、その名前ですでに風評被害が発生しているということで聞き及んでいるところもでございます。先手先手でそういう風評被害を行わないためにも事実は処理水等については異常はなかったという風な形で公表していただければ、町民それから町外の方々も安心していただけるかなという風に感じますので、ぜひとも前向きによろしくお願いいたします。

次に要旨2旧第二衛生センターの今後の状況について伺います。先ほど代表理事並びに執行部の答弁では基金を積み立てて解体に向けて進めていくというようなご答弁をいただいたところでございます。また次年度予算要求につきましてもアスベスト調査費用が計上されており

ますけれども、この今後の解体を行った後の敷地の活用策、そういったのも現在検討されているのでしょうか。その辺もお知らせいただければと思います。

浦田業務管理課長 はい、議長。

議長 浦田業務管理課長。

浦田業務管理課長 亀崎議員のご質問にお答えいたします。今後こういった解体後更地になるとか、そういったいろいろな様々な検討はしていかなければいけないというふうに思っております。以上でございます。

亀崎議員 はい、議長。

議長 亀崎議員。

亀崎議員 やはり解体は解体として当然いい起債だったり、そのようなものを活用しながら前に進めなきゃいけないのかなというふうに思いますけれども、合わせて解体後の土地をどのように活用していくのかというのは並行して進めていく必要があるのかなと思います。解体して更地にしてそのままの状態ですとやはり除草作業ですとか、また不法投棄等もございませぬのであるのかなという風に懸念も地域の方々にはされますので、そういった警備業務の委託、結局更地にしても費用負担がかさんでくるようになってきますと、それもいかなものかなという風に考えますので、私は解体後の敷地の活用策については設置する市町村並びに住民との意見を聞きながら並行して合わせて本町和水町においては荒尾玉名地域で唯一の消滅可能性自治体という風に入っております。人口減少を緩やかなものにして若者の人工流出を防いでいく取り組みの一つがやはり仕事場の確保、企業誘致ではないかなという風に考えているところでございます。そういった中で是非執行部におかれましてはそういった土地の有効活用というところも自治体、そして周辺住民の方々のご協議していただきながら前に進めていただければと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

次に質問事項2、職員の人材育成について要旨1、組合職員の人材育成は課題であるが、これまでの取り組みや今後の課題、これからの取り組みと期待する効果について再質問に移らせていただきます。総務省消防庁では各地の消防からハラスメントの報告が相次いだことなどから全国720、すべての消防本部を対象に昨年2023年度実態を調査されておられます。その結果ハラスメントと認定されたものが176件、このうちパワハラが145件と最も多く、次いでセクハラが19件、複数のハラスメントが11件、マタニティハラスメントが1件でございました。調査結果を受け、総務省消防庁は全国の消防本部に通報や相談をしやすい環境づくりハラスメントや予兆の早期の把握、職員勤続年数に応じた研修などの対策・徹底を通知されたということでございますけれども、この176件のハラスメント行為として確認されたものを当組合消防本部は含まれるのでしょうか。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 亀崎議員のご質問にお答えします。この176件の中に有明消防本部の件数は組まれておりませぬ。以上でございます。

亀崎議員 はい。議長。

議長 亀崎議員。

亀崎議員 答弁いただきましたけれども、176 件の中には入っていないということで安堵したところでございますけれども、平成 29 年 7 月、少しちょっと古い資料になりますけれども、総務省消防庁が消防本部におけるハラスメント等への対策・対応策に関するワーキンググループを設置し、対応策を取りまとめられておられます。先ほど消防長のご答弁等には当組合においては窓口を設置されておられるということでございました。平成 29 年の消防庁のアンケート結果によりますと一部事務組合の消防本部での窓口の設置をしていない消防本部が 6 割以上ということでございましたので、組合として設置しておられるということであれば非常に進んでおるのかなという風に感じるところではございますけれども、相談をされる窓口に対応にあたられる方というのは、どういう方が対応にあたられるのか教えていただければと思います。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 亀崎議員のご質問にお答えします。有明消防組合におきましては冒頭、私の方から令和 2 年に県内であったハラスメントによる自殺者が出たことを受けまして、まず令和 2 年の 6 月 18 日付でハラスメント防止対策についてのお知らせを職員にまず発出しております。その中で消防本部としても職場からハラスメントが起こらない働きやすい環境作りに向けての積極的な取り組みを周知いたしまして、令和 3 年 6 月 29 日にハラスメント防止対策の徹底についてという通知を出しております。そのタイミングに消防本部におきましても消防本部総務課内に相談窓口を設置しております。対応する職員につきましては、相談しやすい環境を作るということで総務課員全員が相談窓口になっているというところでございます。以上でございます。

亀崎議員 はい。議長。

議長 亀崎議員。

亀崎議員 総務課の方に令和 3 年相談窓口の方を設置されて総務課員全員であたっておられるということでございますけれども、ちなみに相談をする場合は消防職員自らが相談をするのでしょうか。例えば仲のいい同期の同僚とか、相談を受けていた同僚であったり、もしくはご家族とかがその総務課の方に相談できる、そういう風な形もできるのでしょうか。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 亀崎議員のご質問にお答えします。相談窓口につきましてはやはり職員側としてもなかなか相談をしにくいという状況は実際あっております。そういう観点から実際は外部窓口というのが設置されております。1 点は総務省消防庁の消防救急課内にハラスメント等相談窓口が設けられております。それと熊本県におきましては熊本県消防保安課消防班内に相談窓口が設けられておりまして、それとまた熊本県の人事委員会につきましても職員からの苦情相談制度というところがございます。また熊本縣市町村共済組合におきましても職員の健康・心

の相談ダイヤルということで24時間対応でハラスメントについての相談を受けられているというところになります。基本的に消防本部の総務課の相談窓口にご相談をさせていただきたいというところで定期的に周知はしておりますけれども、なかなか相談がしづらいというところがございますので、先ほど申しましたように総務課員全員を窓口員として年齢が近い同期であるとか、そういうことによって相談をさせていただければということをご常日頃から訴えております。以上でございます。

亀崎議員 はい。議長。

議長 亀崎議員。

亀崎議員 消防本部総務課内に設置されておられますけれども、なかなかそこで難しい方については相談しにくい方については県だったり国の方にも窓口が設置されてあるので、そちらの方をご利用いただくという風な形で体制をとっておられるということでございますけれども、先ほど消防長の答弁で全国消防長会で防止宣言というものが出されたということでございますけれども、やはりそうでございますけれども、私はハラスメント等撲滅するためにはまず当組合であれば消防長トップの方がハラスメントは絶対許さないという自らの意思を明確にし、それを消防本部内の隅々にまで周知徹底していくことが必要であるという風に考えますけれども、消防長のお考えをお示しいただければと思います。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 亀崎議員のご質問にお答えします。消防本部におきましては令和3年10月1日付で有明広域行政事務組合消防本部職員のハラスメント等の防止に関する要綱を制定しております。その中にハラスメント等撲滅推進会議、それとハラスメント等調査委員会、それと相談窓口を具体的に設けております。現在消防長を会長とするハラスメント等撲滅推進会議を年度初めに開催を行いまして年度内の方針・施策、その辺りを委員構成としましては次長以下、諸課長が委員ですけれども、その中でその年度の方針・規格を決定していくというところで考えております。また年度始めに消防長の方から私の在任期間中行ってきたということですが、消防本部のスローガンをまず取り決めまして、それとハラスメントに関する宣言という位置づけで発信をしてきております。令和5年度につきましてはスローガンとして「初心を忘れず地域住民のための消防業務の推進」を定めまして、ハラスメント防止宣言といたしましてハラスメントのない職場環境の構築、それとハラスメントをしない・させない行動・言動の遵守を掲げました。令和6年度につきましてはスローガンといたしまして「情熱と誇りを持って地域住民の安心・安全な暮らしを守る」というスローガンを定めまして、ハラスメントの宣言としましてはハラスメント行為の未然防止の徹底の、失礼いたしました、ハラスメント行為の未然防止と対策の徹底を宣言もしております。合わせまして毎月月末、諸課長以上会議という会議を今行っております。その中でも消防長による文書による訓示を発出しております。そこにもそのスローガンとハラスメント宣言についてはその都度、諸課長の方に訓示をしております。ひいてはその諸課長から職員全員に消防長の考え方について今周知が徹底されているという

ところでございます。以上です。

亀崎議員 はい。議長。

議長 亀崎議員。

亀崎議員 スローガンですとかハラスメント宣言等を行いながら消防長の声を部課長並びに各分署等の職員に対して周知徹底につとめておられるというご答弁でございました。事務局全局全体を含めてハラスメントについてははしない・させない、そういった取り組みが求められているのかなというふうに思いますし、やはり職員・上司・部下のコミュニケーションの相互の連携・取り方というものが円滑に業務を遂行する上で不可欠だという風に考えております。ぜひ研修等もありますけれども、コミュニケーションのあたりもコロナ等で希薄になってきた部分もあるかと思えます。是非とも執行部・上席の方々におかれましては部下の方とそつなく風通しの良い雰囲気のある職場作りに心がけていただきますようよろしくお願いいたします。時間もございませんので、これで16番議員亀崎の一般質問を終わらせていただきます。長時間にわたりご清聴いただきまして誠にありがとうございます。

議長 以上で、亀崎議員の質問は終わりました。本日の一般質問中、不適正と思われる発言については、後日会議録を精査し、議長において精査いたします。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時45分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、議案第1号『有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について』を議題といたします。これより、提案理由の説明を求めます。

松野事務局長 議長。

議長 松野事務局長。

松野事務局長 おはようございます。事務局長の松野でございます。提案理由のご説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号「有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。令和7年2月28日提出。有明広域行政事務組合、代表理事 浅田敏彦。提案理由でございますが、令和6年人事院勧告等に伴い、条例の整備を図るものでございます。改正の主な内容でございますが、令和6年の人事院勧告によりますと、本年は、昨年引き続き、民間における賃金の引き上げを図る動きを反映し、全職員を対象に、俸給月額が引き上げられております。また、ボーナスについても、民間における令和5年8月から令和6年7月までの直近1年間の支給割合が、公務員を上回ったことから、年間4.5月分から年間4.6月分に引き上げられております。よって、第1

条においては、期末勤勉手当の率の変更及び給料表の改正を行い、第2条においては、期末勤勉手当の率の再分配、子に係る手当の引き上げに伴う、扶養手当の額の見直し、管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大並びに、主に、係長級以上の職員について、職責重視の俸給体系とする給料表の再改正等を行うものでございます。なお、本改正につきましては、組合管内においては、2市4町とも 国公準拠の原則に基づき、上程・可決済との事で、確認を行っているところでございます。以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご承認の程、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。これより提出議案について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第5、議案第1号「有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第2号「有明広域行政事務組合職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

松野事務局長 議長。

議長 松野事務局長。

松野事務局長 日程第6、議案第2号、有明広域行政事務組合職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由のご説明を申し上げます。議案書の11ページをお願いいたします。議案第2号「有明広域行政事務組合職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

有明広域行政事務組合職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり、制定するものとする。令和7年2月28日提出。有明広域行政事務組合、代表理事浅田敏彦。提案理由でございますが、人事院規則の改正による国家公務員の特殊勤務手当の支給対象職員の拡大及び手当額の改訂により、当組合の特殊勤務手当について、所要の整備を図るものでございます。

議案書の12ページをお願いいたします。内容といたしましては、大規模災害の発生時、消防組織法に基づく、相互の応援及び緊急消防援助隊として消防活動に従事した際に係る災害派遣手当を新たに特殊勤務手当として、追加する改正をいたすものでございます。なお、附則と

いたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご承認の程、よろしく、お願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。これより提出議案について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第6、議案第2号「有明広域行政事務組合職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第3号「有明広域行政事務組合行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

松野事務局長 議長。

議長 松野事務局長。

松野事務局長 日程第7、議案第3号「有明広域行政事務組合行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例の制定について」。提案理由のご説明を申し上げます。議案書の13ページをお願いいたします。議案第3号「有明広域行政事務組合行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例の制定について」。有明広域行政事務組合行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。令和7年2月28日提出。有明広域行政事務組合、代表理事浅田 敏彦。

提案理由でございますが、令和7年6月より、刑法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例の整備を図るものでございます。

議案書の14ページをお願いいたします。改正の主な内容といたしましては、刑法の改正に伴い、「懲役」の表現が「拘禁刑」に改められることから、該当する表現を含む、行政不服審査法施行条例、並びに個人情報の保護に関する法律施行条例において、文言の修正をいたすものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和7年6月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお、従前の例によるものであり、条例施行後において廃止前の条例における罰則が適用される場合については、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑といたすものでございます。以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご承認の程、よろしく、お願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。これより提出議案について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第7、議案第3号「有明広域行政事務組合行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第4号「有明広域行政事務組合・山鹿市消防指令事務協議会規約に関する協議について」を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

松野事務局長 議長。

議長 松野事務局長。

松野事務局長 日程第8、議案第4号「有明広域行政事務組合・山鹿市消防指令事務協議会規約に関する協議について」。提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の17ページをお願いいたします。議案第4号「有明広域行政事務組合・山鹿市消防指令事務協議会規約に関する協議について」。有明広域行政事務組合・山鹿市消防指令事務協議会規約を協議により、次のとおり、定めることについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。令和7年2月28日提出。有明広域行政事務組合、代表理事浅田 敏彦。

提案理由でございますが、有明広域行政事務組合及び山鹿市における消防指令事務を共同して管理し、及び執行することを目的として、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により、有明広域行政事務組合・山鹿市消防指令事務協議会を設置するため、議会の議決を求めるものでございます。なお、詳細につきましては、消防長よりご説明申し上げます。

村上消防長 はい、代表理事。

浅田代表理事 村上消防長。

村上消防長 消防長の村上です。議案書の18ページをお願いします。それでは詳細についてご説明いたします。規約につきましては、全18条だてとし、地方自治法第252条の4に規定される規約に定めるべき必要な事項を全て網羅した内容となっております。はじめに第1条では複雑・多様化する消防事情に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し及び施行することを協議会の目的としております。次に、第2条では協議会の名称を有明広域行政事務組合・山鹿市消防指令事務協議会と

するものでございます。第4条の協議会の担任する事務ですが、関係団体の区域における災害通報のうち、出動指令・通信統制及び情報の収集伝達の手務を管理し及び執行するとしております。次に第5条では、本議会の住所は荒尾市宮内字松ヶ浦 1027 番地 9、有明広域行政事務組合消防本部災害情報指令センター内に置くとしております。続きまして第6条では協議会の組織について定めるものでございます。会長を有明広域行政事務組合消防長、副会長に山鹿市消防長をあて、委員6人と合わせて合計8人で組織するものでございます。第7条の職員でございますが、協議会の担任する事務に従事する職員の定数及び関係団体の配分については、関係団体の消防長が協議によりこれを定めることとし、同条第2項では関係団体の消防長は全項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの消防職員から選任するものとしております。また協議会職員はそれぞれの関係団体の職員の身分を有し、担任する事務を管理し及び執行することとなるものでございます。議案書の19ページをお願いします。次に、第8条では会長は協議会の会議を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができるとしてしております。第9条から第11条では協議会の会議について定めているものでございます。次に12条では関係団体の長等の名においてする事務の管理及び執行の方法について定めているものでございます。続きまして第13条では協議会の担当事務に必要な経費の支弁方法を定めておきまして、関係団体で負担することとし、関係団体の長が協議により定める負担割合及び算出方法によるものとしたします。なお、山鹿市の算出された経費につきましては、負担金としまして有明広域行政事務組合に納付することとなっております。次に第14条では財産の取得・管理及び処分の方法を定めております。続きまして第18条に定めます協議会の規定についてでございますが、協議会の円滑な運用を図るため、具体的な定めが必要でありますので、必要な規定を設けることができることとしております。具体的には協議会の運営に関する組織や服務について定める規定を策定してまいります。また、附則でございますが、この規約は令和7年4月1日から施行するものでございます。以上、規約の説明とさせていただきます。ご承認のほど、よろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。これより提出議案について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第8、議案第4号「有明広域行政事務組合・山鹿市消防指令事務協議会規約に関する協議について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第5号「令和6年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

松野事務局長 議長。

議長 松野事務局長。

松野事務局長 日程第9、議案第5号「令和6年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）」を提案理由のご説明を申し上げます。議案書の21ページをお願いいたします。議案第5号「令和6年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）」。令和6年度有明広域行政事務組合の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ958万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,022万8千円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。令和7年2月28日提出。有明広域行政事務組合、代表理事浅田 敏彦。

補正の主な内容でございますが、人事院勧告による給与改定、人事異動等に伴う、人件費の補正、並びに消防庁舎建設事業等の事業費確定に伴う減額補正、そのほか、事業内容の変更に伴う補正や各種入札に伴う落札残など、剰余金の減額補正を計上いたしております。

議案書の22ページをお願いいたします。まず、歳入からご説明いたします。「第1表 歳入歳出 予算補正」5款 財産収入 1項 財産 運用収入でございます。補正前の額4万2千円に40万4千円を追加し、予算現計を44万6千円といたすものでございます。これは、基金利子収入の増額によるものでございます。次に、7款 繰入金でございます。補正前の額2億7,160万9千円に2,991万7千円を追加し、予算現計を3億152万6千円といたすものでございます。内訳でございますが、人事院勧告による給与改定に伴い、財政調整基金から3,848万5千円を繰入れるものでございます。また、消防庁舎建設事業費の確定に伴い、特定目的基金から856万8千円を減額いたしております。次に、9款 諸収入 2項 雑入でございます。補正前の額9,916万円から11万円を減額し、予算現計を9,905万円といたすものでございます。

これは、広域サイン再整備事業に係る事業費の確定に伴う減額でございます。

次に、10款 組合債でございます。補正前の額16億8,830万円から3,980万円を減額し、予算現計を16億4,850万円といたすものでございます。内訳でございますが、消防車両更新並びに消防庁舎建設事業の起債額確定に伴う、減額でございます。歳入については、以上でござい

ます。

議案書の 27 ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。初めに、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費でございます。補正前の額 8,589 万 9 千円に 65 万 4 千円を追加し、予算現計を 8,655 万 3 千円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、人事院勧告に伴う人件費の補正、及び預金利率上昇に伴い、24 節積立金利子を増額いたしております。また、事業内容の見直しや事業費の確定などに伴い、8 節旅費、11 節役務費、12 節委託料に係る剰余金を減額いたしております。次に、2 目財産管理費でございます。補正前の額 1,032 万円から 45 万円を減額し、予算現計を 987 万円といたすものでございます。国の電気料金 支援による単価の下落等に伴い、10 節需用費光熱水を減額いたすものでございます。次に、2 項企画費 1 目企画費でございます。補正前の額 3,880 万 3 千円に 170 万 8 千円を追加し予算現計を 4,051 万 1 千円といたすものでございます。内訳でございますが、人事院勧告に伴い、人件費の補正をお願いするものでございます。また、広域サイン再整備事業の事業費確定に伴い、10 節需用費修繕料を減額いたすものでございます。

次に、議案書の 27 ページから 28 ページにかけてでございます。3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目介護保険費でございます。補正前の額 1 億 3,049 万 1 千円から 102 万 4 千円を減額し、予算現計を 1 億 2,946 万 7 千円といたすものでございます。内訳でございますが、審査会 申請件数の減少に伴い、1 節報酬、8 節旅費費用弁償を減額いたすものでございます。また、人事院勧告等に伴い、人件費の補正をお願いするものでございます。

28 ページでございます。そのほか、10 節需用費旧介護認定支援システム機器修繕料の剰余金を減額いたしております。次に、2 目総合支援費でございます。補正前の額 2,302 万 8 千円に 96 万 7 千円を追加し、予算現計を 2,399 万 5 千円といたすものでございます。これは、人事院勧告に伴う、人件費の補正でございます。次に、4 款衛生費 1 項衛生総務費 1 目一般管理費でございます。補正前の額 6,424 万 5 千円から 536 万 4 千円を減額し、予算現計を 5,888 万 1 千円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、人事院勧告及び人事異動等に伴う、人件費の補正でございます。また、一般廃棄物処理基本計画及び施設整備基本構想策定業務委託の事業費の確定に伴い、12 節委託料を減額いたしております。次に、2 項 保健衛生費 1 目 斎場管理運営費でございます。補正前の額 7,761 万 3 千円に 4 千円を追加し、予算現計を 7,761 万 7 千円といたすものでございます。内訳でございますが、預金利率上昇に伴い、24 節 積立金 利子を増額いたしております。

次に、29 ページにかけてでございますが、3 項清掃費 1 目第 1 衛生施設管理運営費でございます。補正前の額 2 億 906 万 2 千円から 711 万 7 千円を減額し、予算現計を 2 億 194 万 5 千円といたすものでございます。内訳でございますが、人事院勧告等に伴い、人件費の補正をお願いするものでございます。また、施設の維持管理における、燃料、薬品等の使用量の削減や国の電気料金支援などによる単価の下落などに伴い、10 節需用費における燃料費、光熱水費、薬品費を減額いたすものでございます。そのほか、事業内容の変更に伴い、18 節 負担金、補助及び交付金を減額いたしております。次に、3 目クリーンパークファイブ施設管理運営費

でございます。補正前の額 6 億 8,968 万 6 千円から 1,550 万 7 千円を減額し、予算現計を 6 億 7,417 万 9 千円といたすものでございます。内訳でございますが、人事院勧告 及び 人事異動等に伴い、人件費の補正をお願いするものでございます。また、施設処理予定量の変動や国の電気料金支援等による単価の下落に伴う、10 節需用費における燃料費、光熱水費の減額、並びに事業内容の変更や事業費の確定に伴い、11 節役務費手数料、18 節負担金、補助及び交付金の減額をいたしております。そのほか、12 節 委託料において、資源物搬出方法の変更に伴う、資源物引取委託料の増額や最低賃金引き上げに伴う、資源物処理・可燃粗大処理業務委託料の増額、基幹的設備改良事業に伴う、焼却炉停止期間中に発生した 可燃性粗大ごみ処理委託料の増額をお願いするものでございます。

議案書の 30 ページをお願いいたします。5 目 1 市 3 町清掃施設建設費でございます。補正前の額 17 億 9,658 万 3 千円に 6 万 8 千円を追加し、予算現計を 17 億 9,665 万 1 千円といたすものでございます。内訳でございますが、預金利率上昇に伴い、24 節積立金利子を増額いたしております。次に、6 目 東部清掃施設管理運営費でございます。補正前の額 7 億 4,962 万 8 千円から 1,900 万円を減額し、予算現計を 7 億 3,062 万 8 千円といたすものでございます。内訳でございますが、人事院勧告及び人事異動等に伴い、人件費の補正をお願いするものでございます。また、施設処理予定量の変動や国の電気料金 支援などによる単価の下落に伴い、10 節需用費における燃料費、光熱水費及び 12 節委託料の減額、並びに事業内容の変更や 事業費の確定に伴い、11 節役務費手数料、18 節負担金、補助及び交付金の減額をいたすものでございます。そのほか、東部環境センターごみ投入扉の破損に伴い、10 節需用費修繕料の増額をお願いするものでございます。次に、8 目 衛生施設建設費でございます。補正前の額 2,003 万円に 1 千円を追加し、予算現計を 2,003 万 1 千円といたすものでございます。内訳でございますが、預金利率上昇に伴い、24 節積立金利子を増額いたしております。

次に、31 ページにかけてですが、5 款 消防費 1 項 消防費 1 目 常備消防費でございます。補正前の額 20 億 2,597 万 7 千円に 4,025 万 5 千円を追加し、予算現計を 20 億 6,623 万 2 千円といたすものでございます。内訳でございますが、人事院勧告に伴い、人件費の補正をお願いするものでございます。また、新規採用職員に係る被服費の増額並びに消防償還利子の確定に伴う、剰余金等を消防施設整備基金積立金へ充当いたすものでございます。次に、2 目 消防施設費でございます。補正前の額 5,574 万 9 千円から 415 万 5 千円を減額し、予算現計を 5,159 万 4 千円といたすものでございます。これは、消防車両 更新に係る 事業費確定に伴い、17 節 備品購入費を 減額いたすものでございます。次に、3 目 庁舎建設費でございます。補正前の額 5 億 7,601 万 5 千円から 4,476 万 8 千円を減額し、予算現計を 5 億 3,124 万 7 千円といたすものでございます。内訳でございますが、消防庁舎建設事業に係る事業費の確定に伴い、12 節 委託料、14 節 工事請負費を減額いたすものでございます。また、本年度補正予算（第 2 号）にて、議決を頂きました、荒尾消防署土地購入費の確定に伴い、16 節公有財産購入費を減額いたすものでございます。その他、菊水分署建設予定地において、現在ある電柱の移設が必要になりましたので、21 節補償、補てん及び賠償金の計上をお願いするものでございます。

次に、6款公債費1項公債費2目利子でございます。補正前の額4,099万4千円から390万4千円を減額し、予算現計を3,709万円といたすものでございます。これは、消防償還利子の確定により、22節償還金、利子及び割引料を減額いたすものでございます。次に、7款予備費でございます。補正前の額1,759万8千円に4,804万3千円を追加し、予算現計を6,564万1千円といたすものでございます。内訳でございますが、各事業における剰余金の減額分等を予備費へ充当いたすものでございます。なお、この財源につきましては、地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金への積立てを行い、翌年度以降の負担金の平準化を図って参りたいと考えております。

戻っていただきまして、議案書の24ページをお願い致します。第2表繰越明許費でございます。5款消防費1項消防費、事業名玉名消防署はしご付消防自動車オーバーホール。金額といたしましては3,580万5千円でございます。繰越事由といたしましては、社会情勢の変動により、オーバーホールに必要な部品等の調達に時間を要し、工場全体の工程変更が行われ、履行期限内での完了が困難となったため、令和7年度へ繰越明許費として、繰越を行うものでございます。次に、第3表地方債補正でございます。起債の目的といたしまして、「消防施設整備事業」消防車両更新並びに消防庁舎建設事業の起債額確定に伴い、補正前の限度額5億6,510万円を、補正後の限度額5億2,530万円にいたすものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご承認の程、よろしくお願い致します。

議長 提案理由の説明は終わりました。これより提出議案について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第9、議案第5号「令和6年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第6号「令和7年度有明広域行政事務組合一般会計予算」を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

松野事務局長 議長。

議長 松野事務局長。

松野事務局長 日程第10、議案第6号「令和7年度有明広域行政事務組合一般会計予算」。提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 35 ページをお願いいたします。日程第 10、議案第 6 号、令和 7 年度有明広域行政事務組合一般会計予算。令和 7 年度有明広域行政事務組合の一般会計の予算は、次に、定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 70 億 2,845 万 6 千円と定める。2 項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した 給料、職員手当及び 共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和 7 年 2 月 28 日提出。有明広域行政事務組合、代表理事 浅田 敏彦。

なお、令和 7 年度の組一般会計予算の詳細な内容につきましては、先の 2 月 20 日に開催されました、組合議会全員協議会におきまして、ご説明を申し上げておりますので、詳細な説明は、省略させていただきますが、当初予算におきましては、代表理事の施政方針にもございましたとおり、歳入歳出に渡りまして、細部にまで検討を行い、歳出抑制と重点化に努め、目的に沿った、費用対効果が得られるよう編成を行ったところでございます。

議案書の 38 ページをお願いいたします。「第 2 表 債務負担行為」でございます。事項といたしましては、「和水三加和分署タンク車更新整備事業」、期間は、令和 8 年度、限度額 6,877 万 6 千円、及び、「玉東分署タンク車更新整備事業」、期間は、令和 8 年度、限度額 5,709 万 2 千円でございます。内容といたしましては、組合消防本部車両更新基準に基づき、車両の更新整備を行うものでございますが、昨今の社会情勢により、車両製作に 2 ヶ年を要することから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。最後に「第 3 表 地方債」でございます。起債の目的といたしましては、クリーンパークファイブ施設整備事業で、限度額 14 億 6,680 万円、消防施設整備事業で、限度額 2,680 万円でございます。起債の方法は、証書借入又は証券発行、利率は 4.0%以内、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。以上、議案第 6 号、令和 7 年度組一般会計予算についてご提案申し上げます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

以上をもちまして、本日の組合議会定例会は終了いたしましたので、散会といたします。なお、次の議会については、3月28日、午後4時からの開会となりますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでございました。

散会（午後12時28分）

3月28日(金)

令和7年第1回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録 2日目

1. 開催日 令和7年3月28日（金）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 令和7年3月28日 午後4時00分
4. 本日の会議に付した事件
 日程第1 議案第6号 令和7年度有明広域行政事務組合一般会計予算
 （質疑・討論・採決）
 日程第2 審査事項の付託について
5. 閉 会 令和7年3月28日 午後4時15分

7. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	荒尾市長 浅田敏彦
副 代 表 理 事	玉東町長 前田移津行
理 事	玉名市長 藏原隆浩
理 事	南関町長 佐藤安彦
理 事	長洲町長 中逸博光
理 事	和水町長 石原佳幸
監 査 委 員	近藤克也

	職	氏 名
事務局	事 務 局 長	松野成剛
	事 務 局 次 長	城戸正令
	総 務 課 長	隈部啓司
	介 護 保 険 課 長	門前秀秋
	業 務 管 理 課 長	浦田武男
	クリーンパーク施設長	中村淳児
	第1衛生センター施設長	福島力男
	総務課財政係長	長田修平
消 防	消 防 長	村上和浩
	消 防 次 長	坂井昭宏
	総 務 課 長	西村澄生
	予 防 課 長	川富伸二
	消 防 課 長	池田隆昭
	指 令 課 長	村上重徳
	荒尾消防署長	帆足訓宏
	玉名消防署長	平本正義
	総務課長補佐	志水史貴

8. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	古 城 義 郎
2 番	前 田 裕 二
3 番	木 村 誠 一
4 番	野 田 ゆ み
5 番	浜 田 繁次郎
6 番	立 川 信 之
7 番	一 瀬 重 隆
8 番	北 本 将 幸
9 番	中 尾 嘉 男
10番	功 刀 圭 一
11番	林 和 廣
12番	西 田 恵 介
13番	杉 村 博 明
14番	松 井 一 也
15番	濱 崎 久
16番	亀 崎 清 貴
17番	坂 本 敏 彦

9. 職員出席者

職	氏 名
書記	長 田 享
記録	松 下 未 希

開会（午後4時00分）

議長 それではただいまから、令和7年第1回有明広域行政事務組合議会定例会を開会し、日程に従いただちに会議を開きます。

日程第1、議案第6号「令和7年度有明広域行政事務組合一般会計予算」についてでございます。議案第6号については上程・説明まで終了しております。これより提出案件について質疑を許します。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第1、議案第6号「令和7年度有明広域行政事務組合一般会計予算」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

日程第2「審査事項の付託について」を議題といたします。議会運営委員会から会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。

議会運営委員会からの申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第1回有明広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会（午後4時15分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

松井 一也

有明広域行政事務組合議会署名議員

野田 ゆみ

有明広域行政事務組合議会署名議員

杉村 博明